

議題

第2号議案

名古屋都市計画公園の変更について（瀬戸市決定）

（資料：2-1 ～ 2-9）

名古屋都市計画公園の変更について（概要）

瀬戸市小中一貫校「にじの丘学園」の開校に伴い廃止された旧祖母懐小学校跡地において、旧小学校が担っていた「子どもの学びや遊び」、「地域住民の集いや交流」、「災害時の避難場所」、及び「地域の象徴」などの役割を継承するとともに、安全で快適な市民生活を支える都市基盤を整備するため、地域住民の利用に供する目的の公園として新たに都市計画決定するものです。

当該公園は、街区内の居住者が利用する街区公園（0.25ha）として整備し、近隣の児童遊園等を統廃合することで、都市公園等の適正配置を図ります。

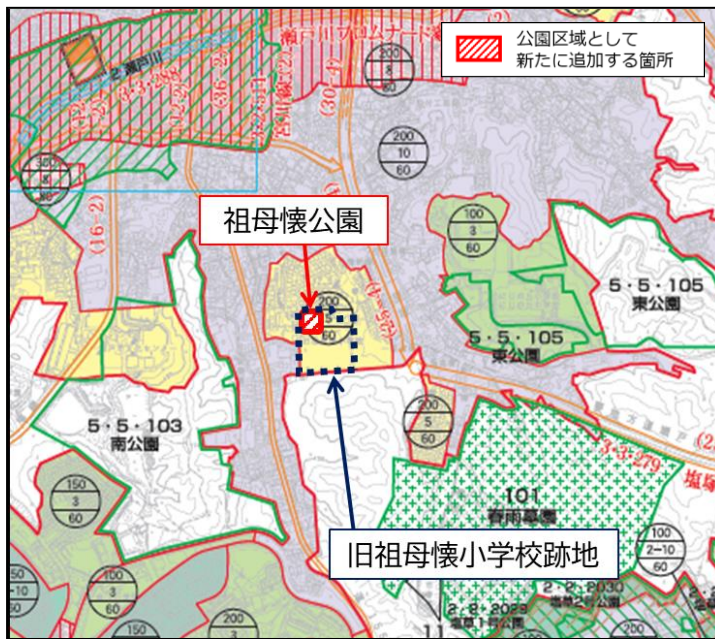


図 1. 都市計画総括図抜粋

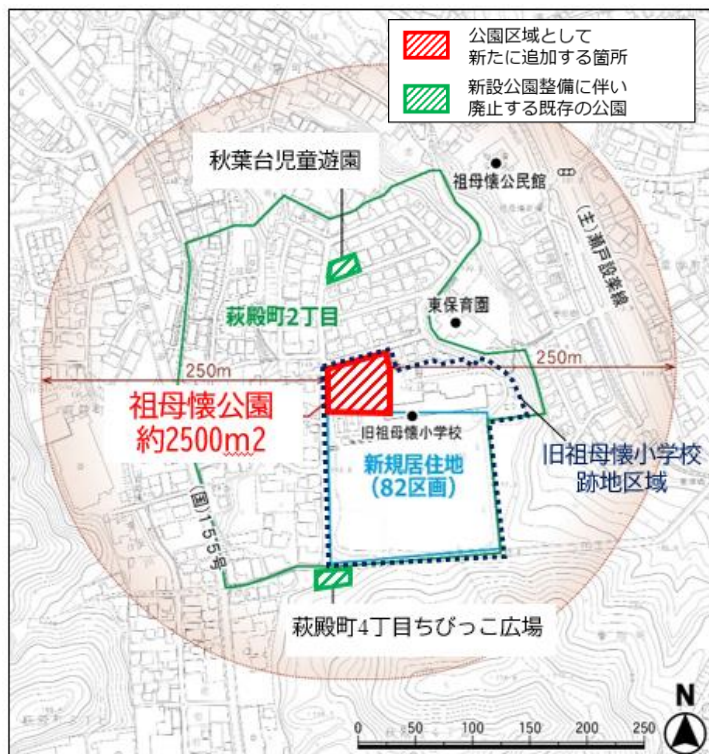


図 2. 地区周辺地図

名古屋都市計画公園の変更（瀬戸市決定）

都市計画公園に 2・2・2036 号祖母懐公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	2・2・2036	祖母懐公園	瀬戸市萩殿町 2 丁目	約 0.25ha	

「区域は計画図表示のとおり」

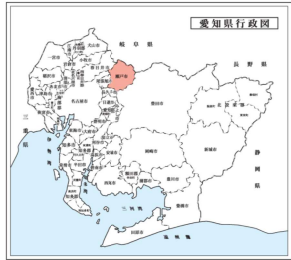
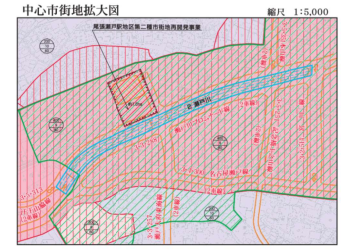
理 由

瀬戸市において都市計画公園の適正配置を図るため、小中一貫校の整備に伴い廃止された小学校跡地に、祖母懐公園を追加し、地域住民の利用に供するものである。

瀬戸市都市計画総括図

市街化区域および市街化調整区域	令和7年3月25日	愛知県告示第159号
用途地域	令和7年3月25日	瀬戸市告示第20号
特別用途地区	平成22年12月24日	瀬戸市告示第170号
高度利用地区	令和2年4月1日	瀬戸市告示第20号
防火地域および防火地域	平成25年2月26日	瀬戸市告示第15号
駐車場整備地区	平成22年12月24日	瀬戸市告示第173号
道路	平成22年12月24日 平成22年12月24日	愛知県告示第767号 瀬戸市告示第173号
交通広場	平成22年12月24日	瀬戸市告示第176号
公園	平成22年12月24日 平成30年2月19日	愛知県告示第777号 瀬戸市告示第9号
緑地	平成22年12月24日	愛知県告示第789号
墓園	平成22年12月24日	愛知県告示第789号

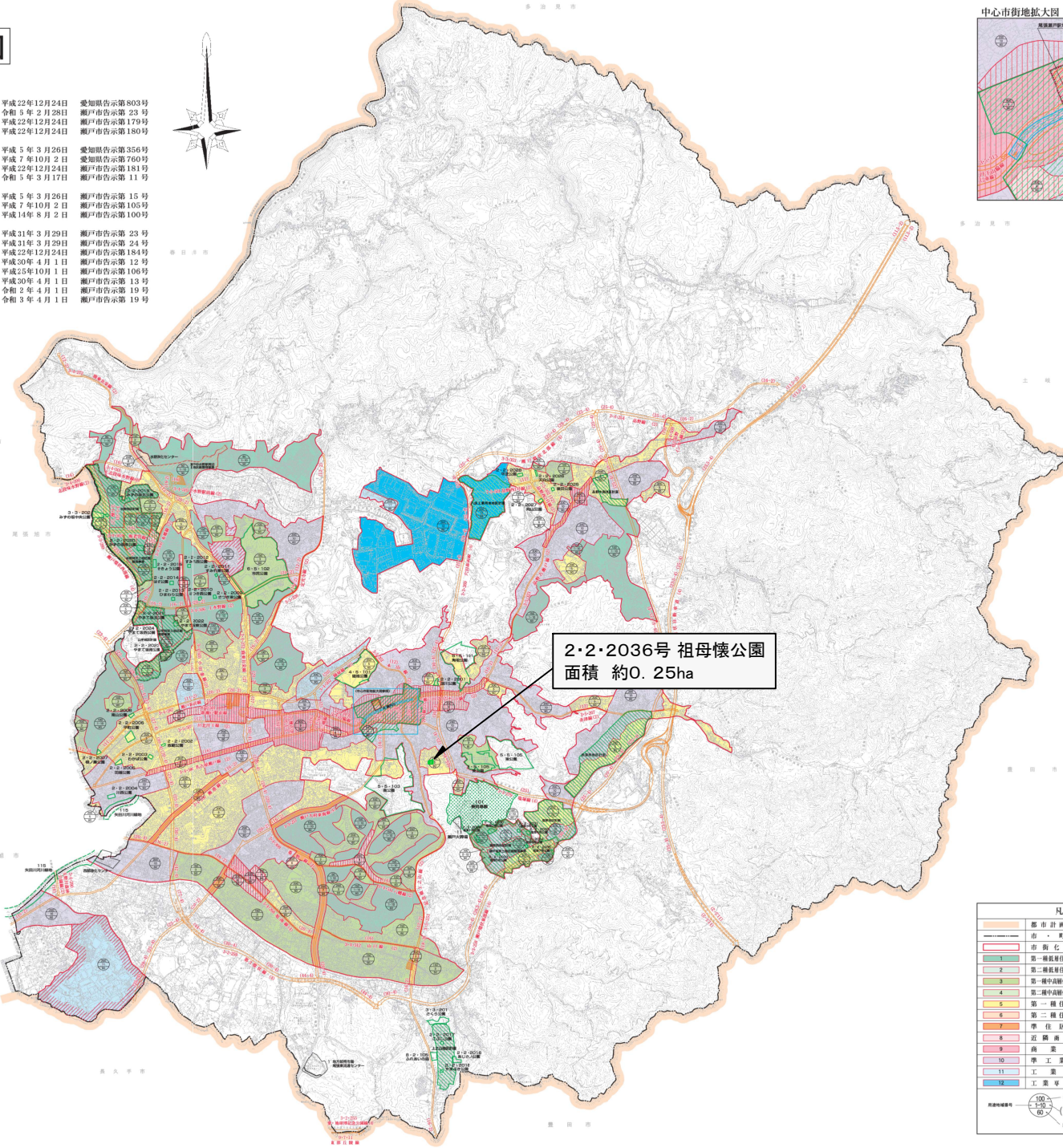
河川	平成22年12月24日	愛知県告示第803号
下水道	令和5年2月28日	瀬戸市告示第23号
市営球場	平成22年12月24日	瀬戸市告示第179号
土地区画整理事業(水野)	平成5年3月26日	愛知県告示第356号
(山手)	平成7年10月2日	瀬戸市告示第760号
(塩草)	平成22年12月24日	瀬戸市告示第181号
(中水野)	令和5年3月17日	瀬戸市告示第11号
土地区画整理促進地域(水野)	平成5年3月26日	瀬戸市告示第15号
(山手)	平成7年10月2日	瀬戸市告示第105号
第二種市街地内開発事業地区(山手)	平成14年8月2日	瀬戸市告示第100号
(水野)	平成31年3月29日	瀬戸市告示第23号
(山手)	平成31年3月29日	瀬戸市告示第24号
(塩草)	平成22年12月24日	瀬戸市告示第184号
(塩草西)	平成30年4月1日	瀬戸市告示第12号
(上之山)	平成25年10月1日	瀬戸市告示第106号
(赤津南)	平成30年4月1日	瀬戸市告示第13号
(品野中部)	令和2年4月1日	瀬戸市告示第19号
(八坂工業地)	令和3年4月1日	瀬戸市告示第19号



用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の制限の種類や、商業・工業などの業種の利用の制限を定めるために、建築士による建築物の用途制限について、2024年3月31日現在の状況をまとめた。

用途地域	建築物の用途制限
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域に適合する建築物のみ
第二種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域に適合する建築物のみ
第一種住居地域	第一種住居地域に適合する建築物のみ
第二種住居地域	第一種住居地域に適合する建築物のみ
準住居地域	第一種住居地域に適合する建築物のみ
商業地域	商業地域に適合する建築物のみ
準工業地域	第一種工業地域に適合する建築物のみ
工業地域	第一種工業地域に適合する建築物のみ
工業専用地域	第一種工業地域に適合する建築物のみ



凡 例	
都市計画区域境界	特別工業地区
市・町界	高度利用地区
市街化区域境界	防火地域
1 第一種中高層住居専用地域	準防火地域
2 第二種中高層住居専用地域	道
3 第一種住居地域	立体交差
4 第二種住居地域	交通広場
5 準住居地域	公園・緑地
6 商業地域	墓園
7 準工業地域	河川
8 工業地域	その他の都市施設
9 工業専用地域	土地区画整理事業区域
10 第一種工業地域	土地区画整理促進区域
11 第二種工業地域	第一種市街地内開発事業区域
12 工業専用地域	地区計画区域
	駐車場整備地区

(注) 本図は一般参事団のため、詳細については瀬戸市都市計画部都市計画課の概用図面を参照して下さい。

計画図

S=1:500

番号 2・2・2036号

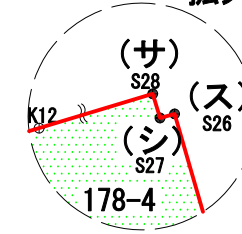
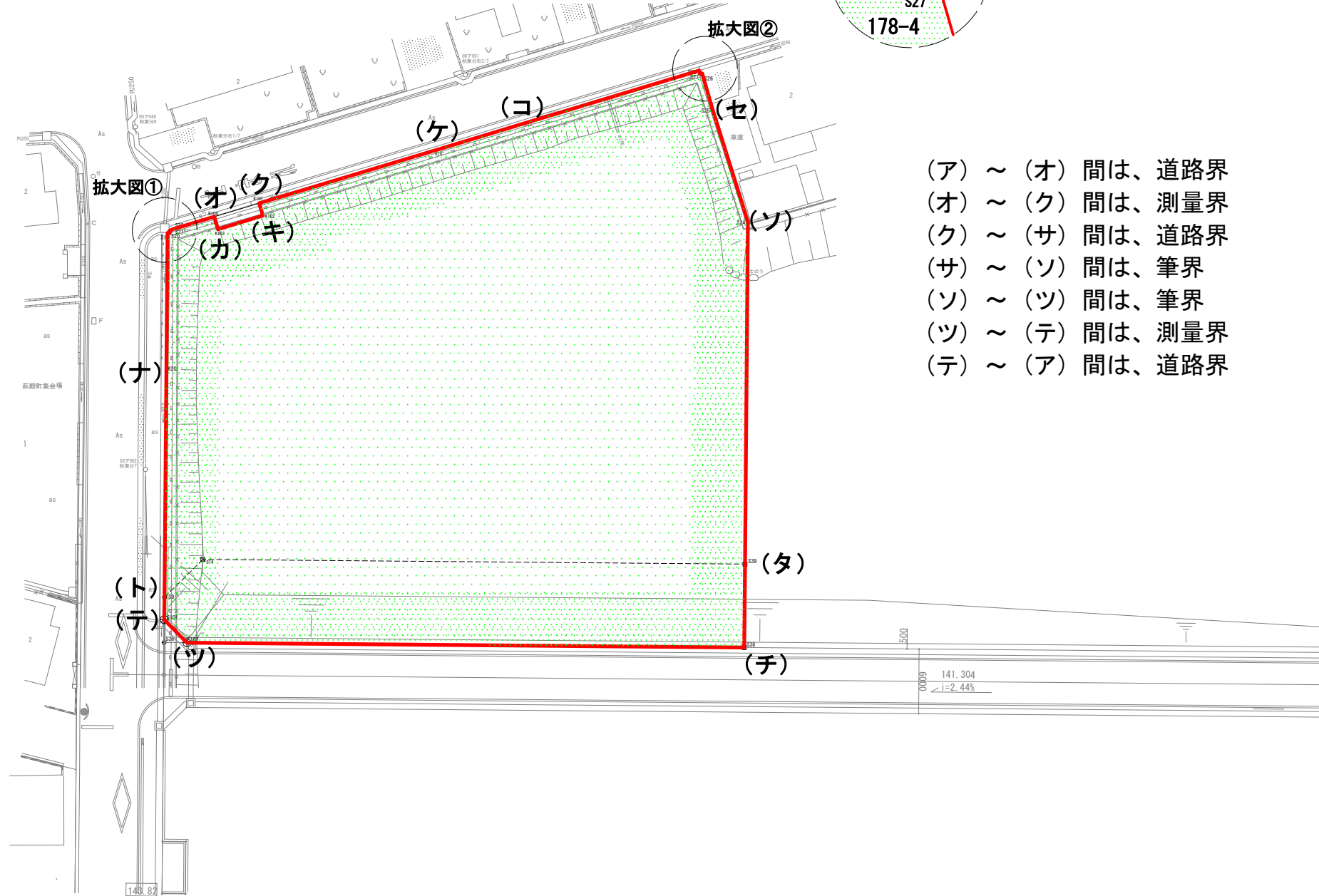
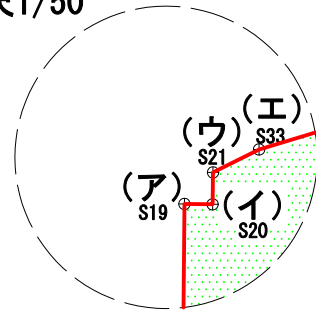
名称 祖母懐公園

面積 約0.25ha

拡大図②:縮尺1/100



拡大図①:縮尺1/50



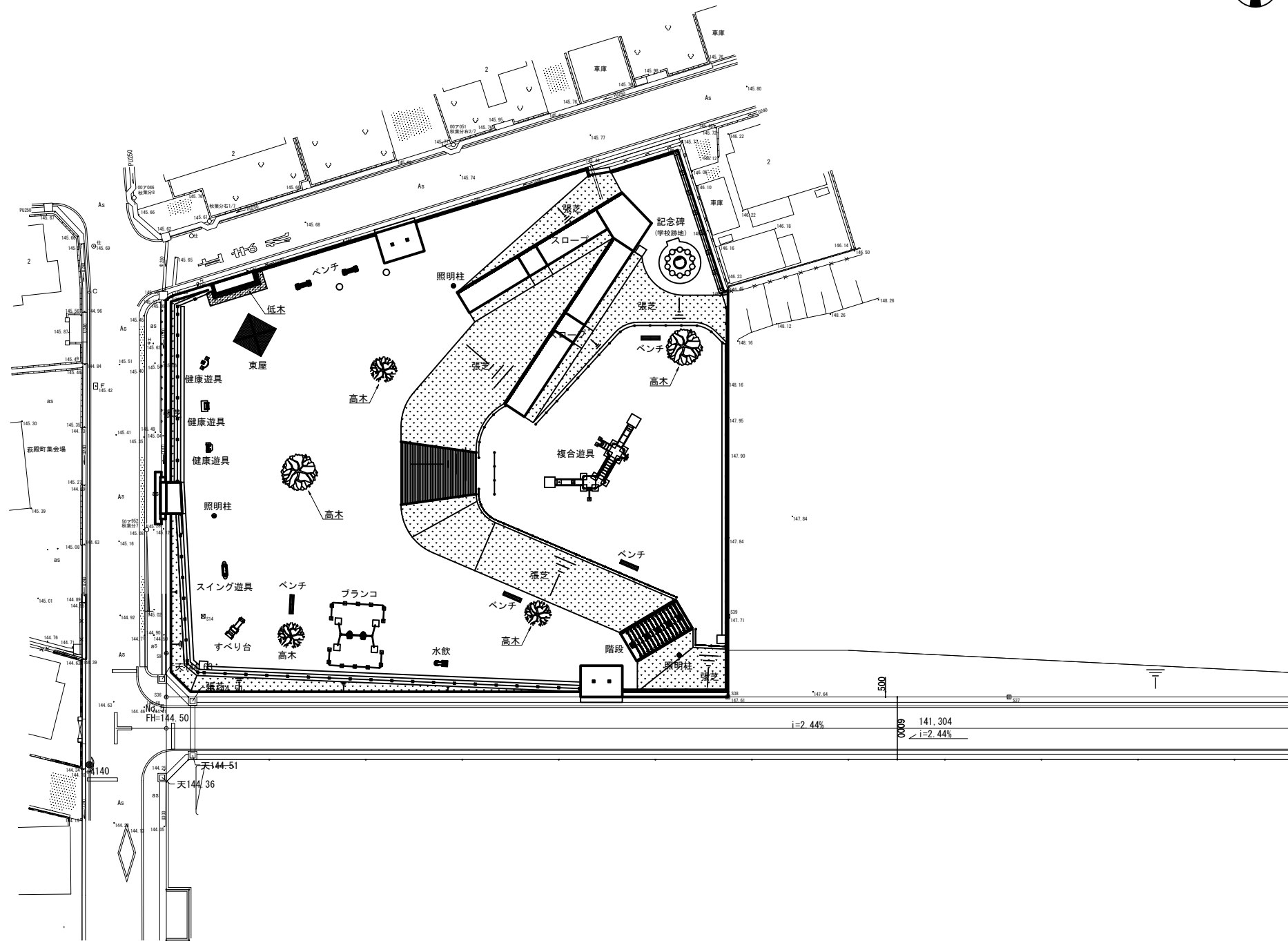
- (ア) ~ (オ) 間は、道路界
- (オ) ~ (ク) 間は、測量界
- (ク) ~ (サ) 間は、道路界
- (サ) ~ (ソ) 間は、筆界
- (ソ) ~ (ツ) 間は、筆界
- (ツ) ~ (テ) 間は、測量界
- (テ) ~ (ア) 間は、道路界

参考図 (計画平面図) S=1:500

番号 2・2・2036号

名称 祖母懐公園

面積 約0.25ha



名古屋都市計画公園の変更

理 由 書

理由書

(都市計画公園の変更)

1 都市の将来における施設の位置づけ

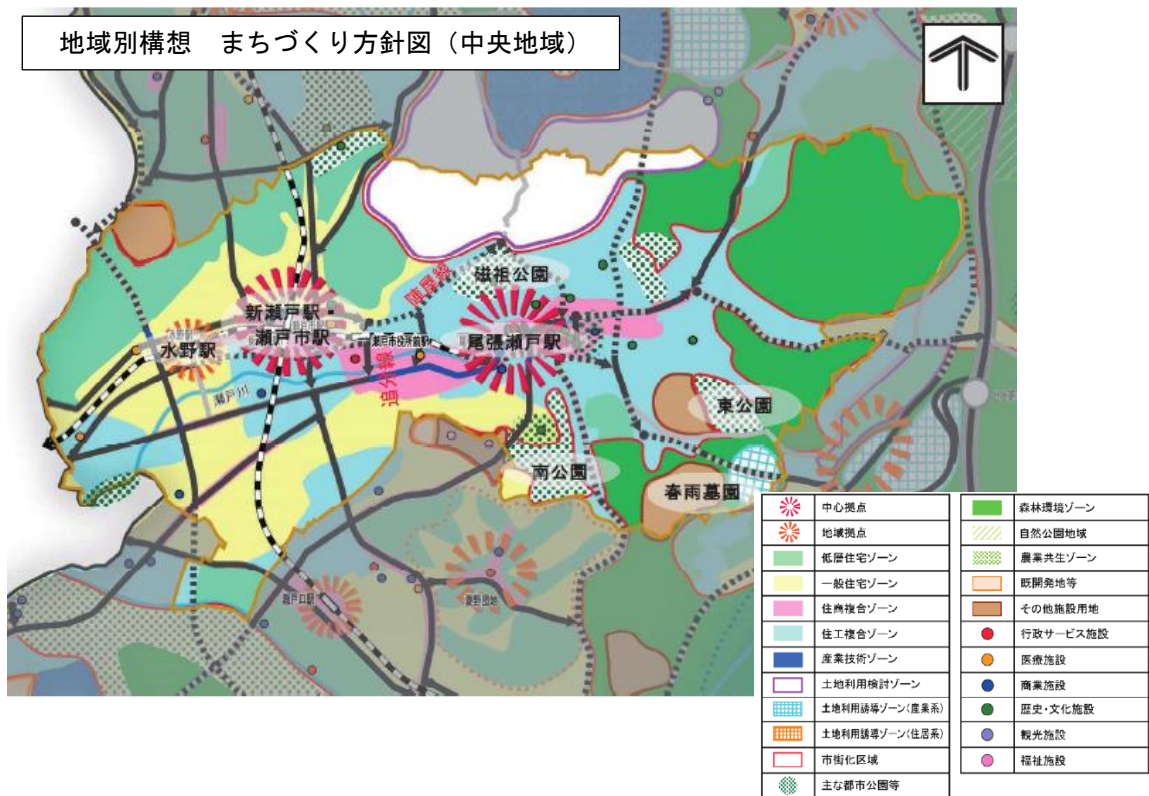
(1) 第6次瀬戸市総合計画（平成28年12月策定）

基本計画の政策5の施策「公園や歩道など子育てのための都市基盤の整備・維持管理」において、「子育て世代等が安全で快適に遊べるよう公園の整備や維持管理、地域との協働による快適な公園づくりを進めます。」としています。

(2) 瀬戸市都市計画マスタープラン（平成29年7月策定）

全体構想（公園・緑地）の「都市公園の適正配置」において、「既存の総合公園、街区公園などの配置やあり方を検証し、市民の利用を向上させる都市公園の設置や見直しなど適正配置を行います。」としています。

また、同計画の地域別構想（中央地域）の分野別方針＜都市施設＞【公園緑地】において、「街なかにもみられる低未利用地や空き地の活用などにより、身近な公園・広場や緑地空間を確保します。」としています。

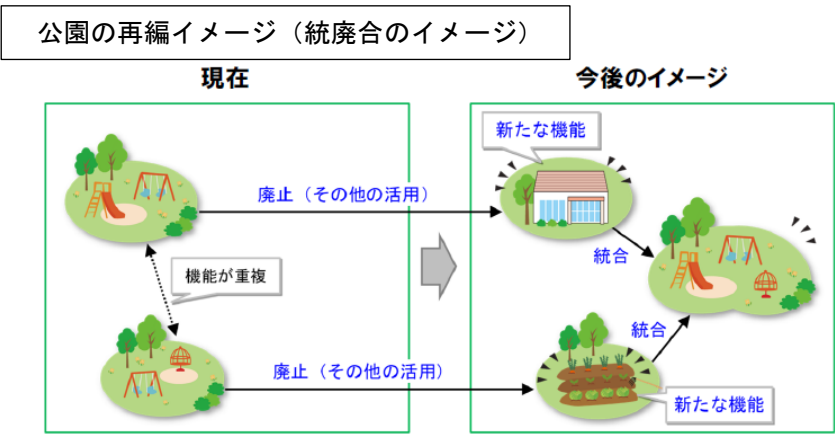
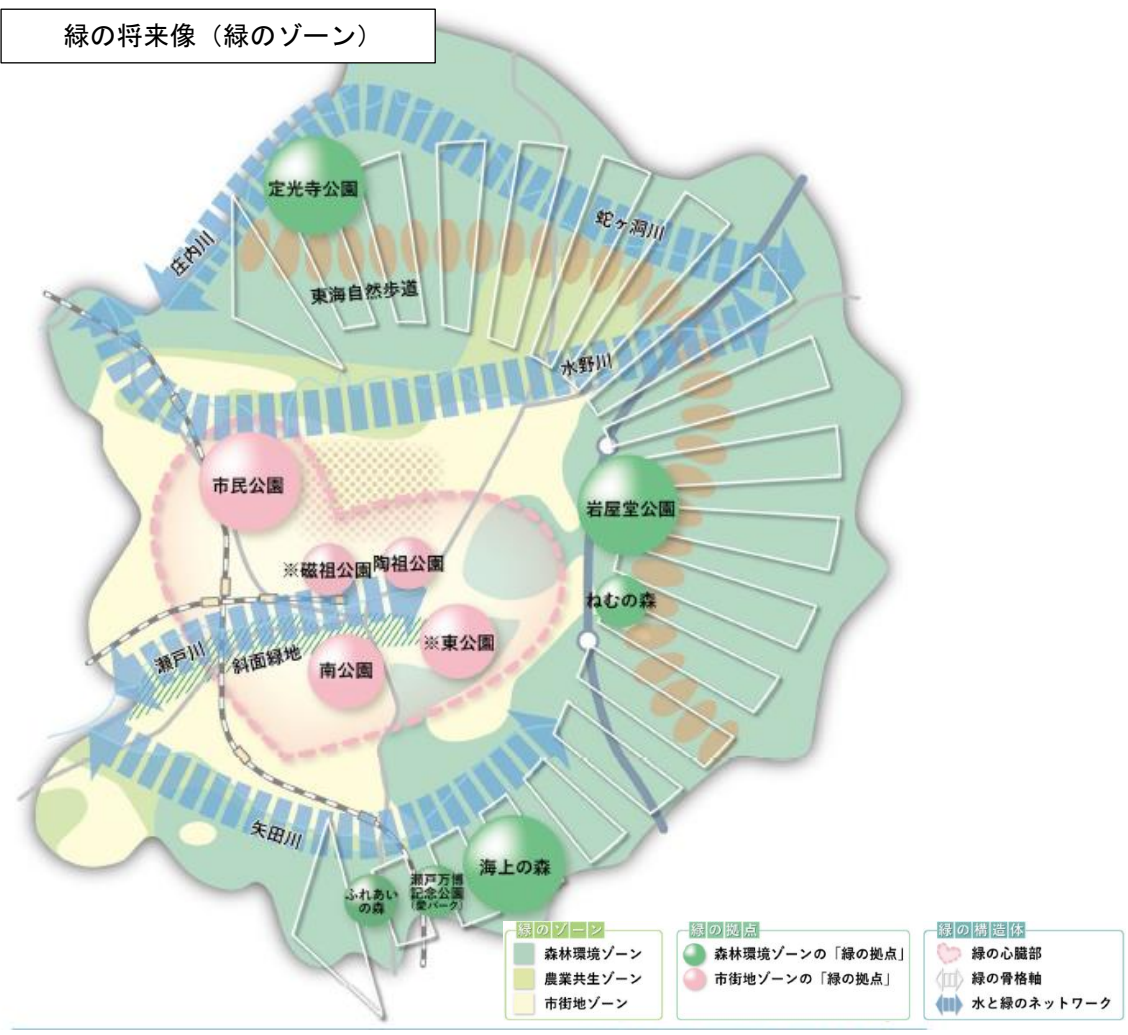


(3) 瀬戸市緑の基本計画（令和2年4月策定）

緑の将来像（緑のゾーン（市街地ゾーン））において、「市街地ゾーンは、多くの市民の都市生活の場であり、安全で快適な市民生活を支えるため、緑化の推進や既存の緑の積極的な活用を図ります。また、今後の人口動向に注視し、本市が目指すコンパクトなまちづくりと連携しながら、緑の配置を検討します。」としています。

基本方針（2 誰もが身近に感じられる緑・地域やニーズに応じた緑を「つくる」）において、「都市公園等においては、利用しやすい公園、利用したくなる公園となるように、公園の充足状況や利用状況などを勘案したバランスのとれた公園の再配置や、地域ニーズなどに応じた公園の再編を進めます。」としています。

また、緑の施策（公共空間の緑をいかに）において、「小中一貫校「にじの丘学園」の整備に伴って生じる学校跡地は、地域特性を考慮しながら、新たな緑の空間を創出する場としての活用についても検討します。」としています。



(4) 瀬戸市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）

小中学校の適正規模・適正配置を基軸とした公共建築物の統廃合や機能集約を実現するためのモデルにおいて、「学校機能が廃止された施設に、他の既存施設の機能を集約する。建築物は減築し、校庭は公園機能に加えて避難場所としての機能も維持する。」としています。

公共建築物の統廃合や機能集約を実現するためのモデル

《タイプⅠ》



小中学校新設

公園用地を活用し、既存小中学校を統合したうえで小中一貫校を創設する。併せて、他の既存施設の機能を集約することで、拠点施設の複合化を目指す。

《タイプⅡ》



小中学校跡地

学校機能が廃止された施設に、他の既存施設の機能を集約する。建築物は減築し、校庭は公園機能に加えて避難場所としての機能も維持する。

2 都市計画の必要性

旧祖母懐小学校が担っていた「子どもの学びや遊び」、「地域住民の集いや交流」、「災害時の避難場所」、及び「地域の象徴」などの役割を継承するとともに、安全で快適な市民生活を支える都市基盤を整備するため、地域住民の利用に供する目的の公園として都市計画決定するものです。

3 位置・区域の妥当性

旧祖母懐小学校の跡地に位置し、周辺土地利用は低層住宅地であり、街区内の居住者が利用するための公園（誘致距離 250m）として、概ね街区の中心部に配置するため、適正な位置・区域です。

4 規模の妥当性

街区外との高低差が 20m 程度ある丘陵地にあり、専ら街区内の居住者が利用することから、都市公園法における街区公園としての標準規模（0.25ha）を満たしており、適正な規模です。